

# I 特定非営利活動促進法の概要

# I 特定非営利活動促進法の概要

## 1 法律の目的

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としています。

※ボランティア活動は単なる例示であり、法の対象はボランティア活動に限定されるものではありません。

※NPO法人は、市民の自発的な参加や支援の下、多様化する社会のニーズや課題に対し、きめ細かく機動的に対応していく主体として、福祉、教育・文化、まちづくりなど様々な分野においてその活躍が期待されています。

## 2 法律の原則

特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはなりません。

※NPO法人は、不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的としており、特定の者の利益のためのみに動くことはできません。従って、例えば、特定の施設の支援のためのバザーを開催するような場合には、それが全体の活動計画の中で、主目的たる「特定非営利活動」の一環として位置づけられる必要があります。

特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはなりません。

※NPO法人が政治団体化し、特定政党の党利党略に利用され、そのための政治活動を行うようなことがあってはならないという原則を示したものです。

### 3 NPO法人になるための主な要件

#### (1) 目的に関する要件

- ・営利を目的としないものであること。

※「営利を目的としない（非営利）」とは、剰余利益を構成員（社員、役員）に分配しないという意味です。利益を伴う行為を一切行ってはならないというものではありません。

NPO法人が財政的に自立していく上では、収益活動が重要性を増すと考えられます。

※従業員や職員に支払う給与は、労働の対価として適当な額の報酬であれば、事業実施のための費用と考えられるため、利益の分配には当たりません。

- ・特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。

※特定非営利活動とは、次に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいいます。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - ② 社会教育の推進を図る活動
  - ③ まちづくりの推進を図る活動
  - ④ 観光の振興を図る活動
  - ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
  - ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - ⑦ 環境の保全を図る活動
  - ⑧ 災害救援活動
  - ⑨ 地域安全活動
  - ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  - ⑪ 国際協力の活動
  - ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
  - ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
  - ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
  - ⑮ 科学技術の振興を図る活動
  - ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
  - ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
  - ⑱ 消費者の保護を図る活動
  - ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
  - ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- ※㉔は岡山県の場合、条例では定められていません。

## (2) 活動に関する要件

- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

※宗教団体については、宗教法人法（昭和26年法律第126号）により法人格取得が可能であることから、本法の対象にはなじまないとされています。

- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

※「政治上の主義」とは、政治によって実現しようとする基本的・恒常的・一般的な原理・原則（民主主義、資本主義、社会主義、共産主義など）をいう、とされています。

※「政治上の主義」と「政治上の施策」とは区別されているので、「政治上の施策」の推進・支持・反対を主たる目的とすることは禁止されていません。この「政治上の施策」とは、政治によって実現しようとする比較的具体的なもの、例えば公害の防止、自然保護、老人対策等をいうものと解されています。

- ・特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

※「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。NPO法人は、これらの者に関する選挙活動を組織として行うことはできません。ただし、公職選挙法が準用される選挙について選挙される職であっても、例えば、農業委員会の委員、海区漁業調整委員会の職は、ここにいう「公職」に該当しません。

## (3) 組織等に関する主な要件

- ・10人以上の※社員を有するものであること。

※社員とは、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当します。会社に勤める人（会社員）ではありません。

- ・社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

※「〇〇大学の卒業生であること」など、活動の目的と関係のない条件は「不当な条件」に当たると考えられます。一方、活動の目的を達成するために必要な専門的資格を社員の要件とすることは、「不当な条件」には当たりません。

- ・役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。

※ここでいう報酬とは、役員としての仕事に対する対価という意味です。理事が職員として受ける給料は労働の対価であり報酬には含まれません。また、会議等に出席した場合の旅費等の実費弁償も報酬には含みません。

- ・暴力団又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体でないこと。

## 4 NPO法人設立の手続

### (1) 所轄庁への申請

<所轄庁について>

- ・NPO法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事であり、その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、その指定都市の長となっています。  
\*岡山県内に主たる事務所が所在するNPO法人の所轄庁は下表のとおりです。

区 分		主たる事務所の所在地	
		岡山市内	岡山市以外の県内市町村
従たる 事務所の 所在地	なし	岡山市	岡山県
	岡山市内	岡山市	岡山県
	岡山市以外の県内市町村	岡山県	岡山県
	県外	岡山県	岡山県

※ここでいう「事務所」とは、人又は法人等の事業活動の中心である一定の場所をいい、一般的に法人の代表権を有する責任者の所在する場所であり、かつ、その場所で継続的に業務が行われることを必要とすると考えられます。

※なお、NPO法人の活動区域が他の都道府県又は海外に及んでも所轄庁の決定とは関係ありません。

- ・申請書に必要な書類を添付して、所轄庁に申請してください。(P. 22参照)

(申請窓口)

【岡山県】岡山県県民生活部県民生活交通課 TEL (086) 226-7247  
〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4-6

【岡山市】岡山市市民協働局市民協働企画総務課 TEL (086) 803-1061  
〒700-8544 岡山市北区大供1丁目1-1

### (2) 認証等の決定・法人の成立

- ・所轄庁への申請後、3ヶ月以内に、所轄庁から認証・不認証の決定があります。
- ・認証された後、法務局で登記をすることでNPO法人は成立します。  
\*所轄庁は、公告・縦覧の期間(1月間)を経過した日から2月間以内に、認証又は不認証の決定を行わなければならないとされています。(合計3月間)

※法人設立手続の流れについては、P. 13を参照してください。

## 5 法人の管理・運営

### (1) 役員

理事3人以上、監事1人以上を置かなければなりません。

※外国人の方も、役員になることは可能です。

- ・原則としてすべての理事は法人を代表し、その過半数をもって業務を決定します。

ただし、定款でその代表権を制限することができます。

※定款上「代表権を有する」とされた理事のみを登記することとなります。

- ・監事は、次に掲げる業務を行います。また、監事は、理事又はNPO法人の職員を兼ねることはできません。

①理事の業務執行の状況を監査すること。

②NPO法人の財産の状況を監査すること。

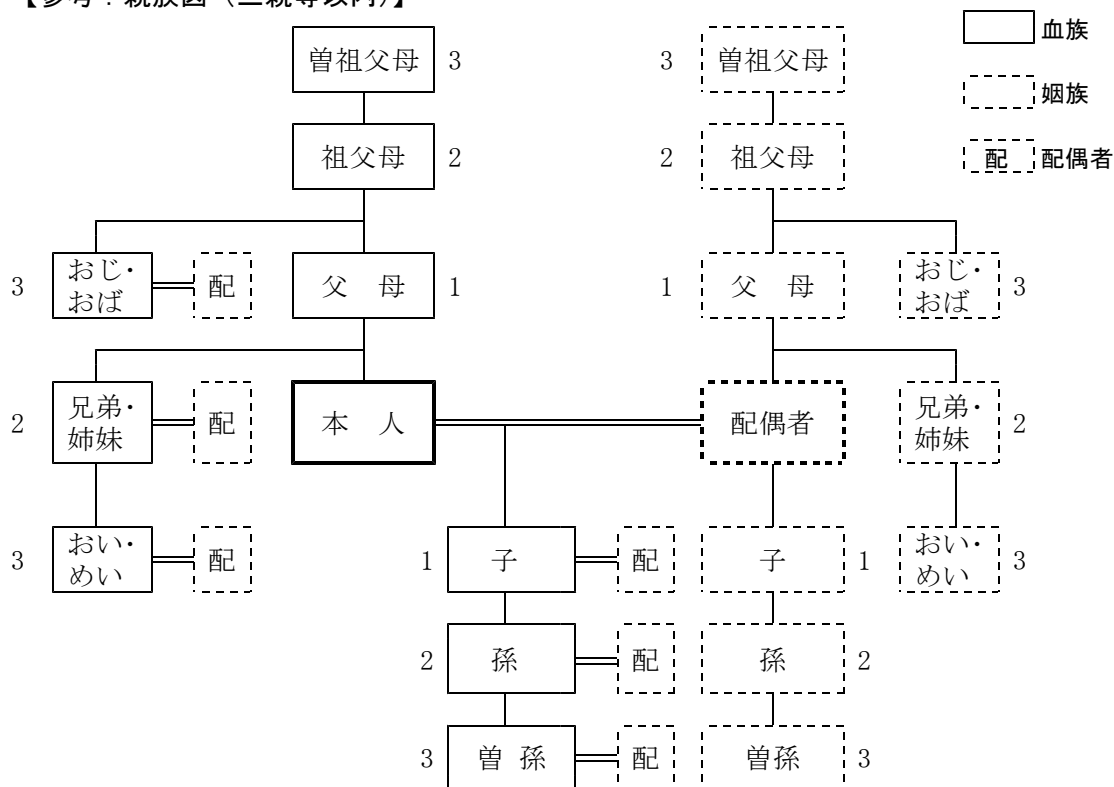
③監査の結果、NPO法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。

④③の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。

⑤理事の業務執行の状況又はNPO法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

- ・役員の変更があった場合には、所轄庁への届出が必要です。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等の刑を執行され2年を経過しない者や暴力団の構成員等の欠格事由に該当する場合は、NPO法人の役員になることはできません。
- ・役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくはその三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれてはいけません。

【参考：親族図（三親等以内）】



(3) 総会

NPO法人は、毎事業年度少なくとも1回、通常総会を開催しなければなりません。

(4) 会計の原則

- ・ 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳しなければなりません。
- ・ 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとしなければなりません。
- ・ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更してはいけません。

※公開の対象とされる活動計算書等（活動計算書、貸借対照表、財産目録）を作成するという前提の下に、正規の簿記による会計処理の真実性、明瞭性、継続性の原則を定めたものです。

<参考>NPO法人会計基準

NPO法人会計基準は、NPOの活動を多くの地域の人たちに知ってもらい、より多くの共感と支援を得るために、会計報告書を作るルールを統一しようとする基準です。

会計基準は法律ではないので、強制されるものではありませんが、NPOの信頼性の向上を図るために、この会計基準に沿った会計報告書の作成をお願いします。

NPO会計基準協議会のホームページには、会計基準が作られるまでの経緯と、基準の全文、Q&Aや様式が記載されています。

## (5) その他の事業

- ・NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、特定非営利活動以外の事業（以下「その他の事業」といいます。）を行うことができます。
- ・その他の事業で利益を生じた場合は、その利益を特定非営利活動のために使用しなければなりません。
- ・その他の事業に関する会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければなりません。
- ・その他の事業を実施する場合は、その種類等を定款に記載しておかなければなりません。

## (6) 情報公開と年次報告

NPO法人は、その活動を広く一般市民に公開し、市民の参加を図り、より一層活動を展開させていくことが期待されています。情報公開について、法では、NPO法人のすべての事務所で書類の備置き・閲覧と、所轄庁での書類の閲覧・謄写が定められています。

### ①事業報告書の備置き

- ・NPO法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し、これを作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、すべての事務所に備え置かなければなりません。（ただし、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する書類に限られ、それ以前の書類は、従来どおり3年の備置きとなります。）

#### <事業報告書等>

事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿

### ②役員名簿及び定款等の備置き

- ・NPO法人は、次の書類を、すべての事務所に備え置かなければなりません。  
役員名簿、定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し（※いずれも最新のもの）

### ③貸借対照表の公告

- ・公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることです。
- ・貸借対照表については、作成後、次のいずれかの方法により、遅滞なく公告する必要があります。また、公告方法は、定款に記載する必要があります。
  - \*官報に掲載する方法（貸借対照表の「要旨」を掲載）
  - \*日刊新聞紙に掲載する方法（貸借対照表の「要旨」を掲載）
  - \*電子公告（法人のホームページのほか、所轄庁及び内閣府のポータルサイトに掲載）
    - ※この場合は、貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して公告する必要があります。
  - \*法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法



- ・定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、以下のア及びイの公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がありますので、注意してください。

ア 解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告（法31の10④）

イ 清算人が清算法人について破産手続開始の申立てを行った旨の公告（法31の12④）

[参考] 官報掲載の申込先

岡山県官報販売所（有文堂）

岡山市北区幸町3番22号

TEL：086-222-2646

#### ④ 閲覧

- ・NPO法人は、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合には、事務所に備え置いた事業報告書等、役員名簿、定款等を、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。

※「正当な理由」とは、休日や時間外の閲覧請求、明らかに不法・不当な目的による閲覧請求である等の理由が想定されます。

#### ⑤ 謄写

- ・所轄庁は、NPO法人から提出を受けた書類について、請求があった場合には閲覧又は謄写させなければなりません。

\* 閲覧又は謄写の対象となる書類は次のとおりです。

○事業報告書、○活動計算書、○貸借対照表、○財産目録、○年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに報酬の有無）、○社員のうち10人以上の者の名簿、○最新の役員名簿、○定款、○定款の認証・登記に関する書類

#### (7) 定款の変更

- ・定款を変更するためには総会の議決を経た上で、次の①～⑩に関する事項については、所轄庁の認証が必要です。①～⑩に関する事項以外の定款の変更については、所轄庁の認証は不要ですが、この場合も定款変更後に所轄庁へ届け出る必要があります。

\* 定款の変更に当たり所轄庁の認証が必要な事項

- ①目的
- ②名称
- ③特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- ⑦会議に関する事項
- ⑧その他の事業を行う場合における、その他の事業に関する事項
- ⑨解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- ⑩定款の変更に関する事項

## 6 法人の解散及び合併

### (1) 解散

- ・ NPO法人は、法に掲げる事由によって解散することができます。ただし、解散事由によっては所轄庁への認定申請等の法定手続をしなければなりません。
- ・ 解散したNPO法人の残余財産は、定款で定めた者に帰属（\*）しますが、定款にその規定がないときは、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡するか、最終的には国庫に帰属することとなります。

\* 定款で定めることができる残余財産の帰属すべき者は、次の①～⑥に掲げる者のうちから選定しなければなりません。

①他のNPO法人 ②国又は地方公共団体 ③公益社団法人・公益財団法人 ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人
---

### (2) 合併

- ・ NPO法人は、社員総会の議決を経て他のNPO法人と合併することができます。ただし、合併するには所轄庁への認証申請等の法定手続をしなければなりません。

## 7 法人の監督

### (1) 報告及び検査

- ・ 所轄庁は、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる「相当な理由」があるときは、NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができます。

※所轄庁が上記の検査をする場合には、その検査をする職員に、「相当の理由」を記載した書面を、あらかじめ、当該NPO法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所等の管理について権限を有する者に提示させなければならないとされています。

### (2) 改善命令

- ・ 所轄庁は、NPO法人がその要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、当該NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます。

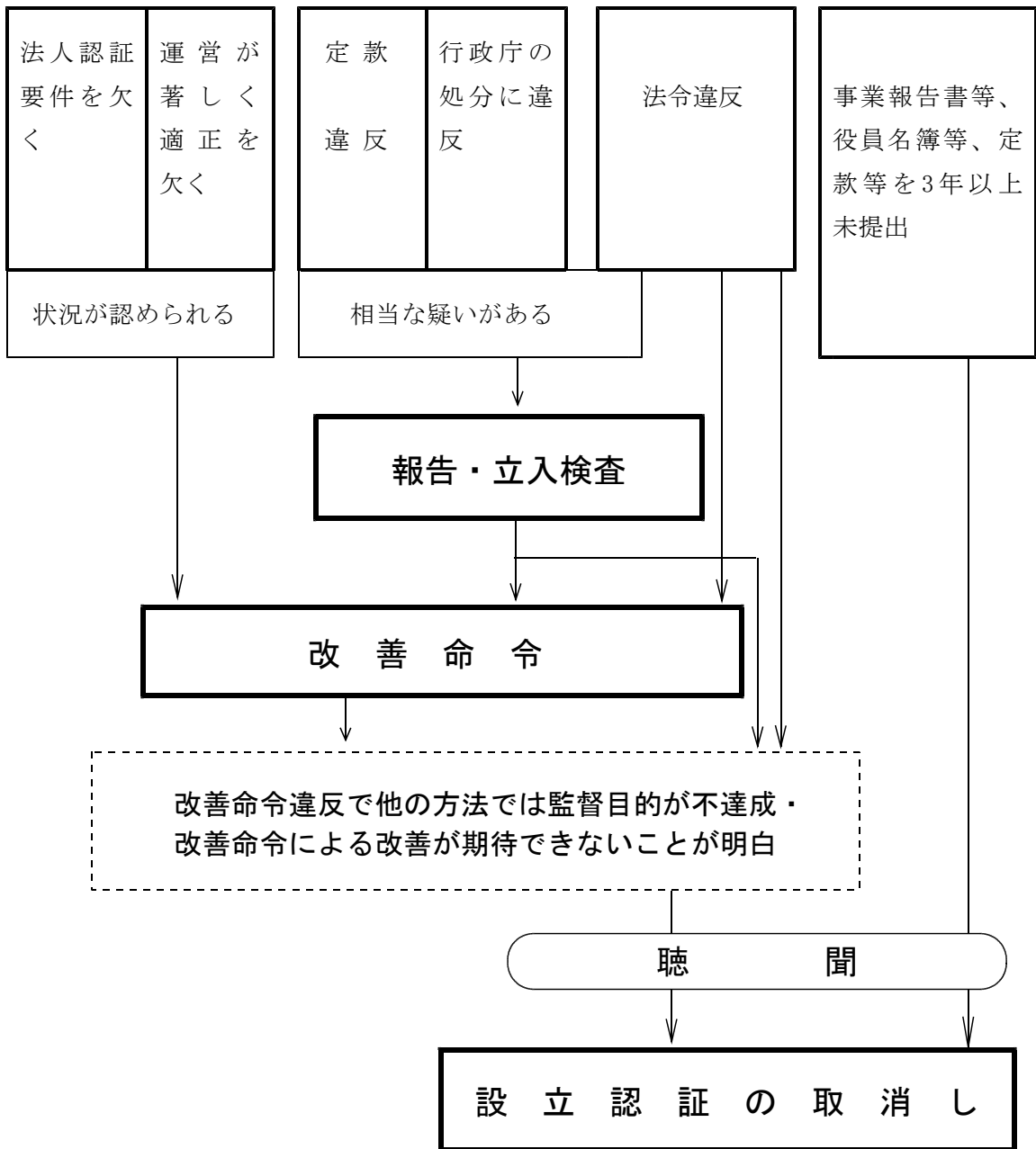
### (3) 設立認証の取消し

- ・所轄庁は、設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても登記をしないときは、設立の認証を取り消すことができます。
- ・所轄庁は、NPO法人が、改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって所轄庁に事業報告書等の提出を行わないときは設立の認証を取り消すことができます。
- ・所轄庁は、NPO法人が法令に違反した場合において、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも設立の認証を取り消すことができます。

### (4) 罰則の適用

- ・法の規定に違反した場合には、罰金や過料が科されます。
  - ① 50万円以下の罰金  
所轄庁による改善命令に違反した場合のNPO法人及びその違反者
  - ② 20万円以下の過料
    - ・法人設立認証後の登記を怠った場合
    - ・設立の時の財産目録の作成や備置き等をしなかった場合
    - ・役員の氏名・住所の変更をした場合の届出をしなかった場合
    - ・定款変更の届出をしなかった場合
    - ・事業報告書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿等の作成を怠ったり、書類の備置きをしなかった場合
    - ・毎年の提出書類の提出をしなかった場合
    - ・合併時に財産目録・貸借対照表の作成をしなかった場合 等
  - ③ 10万円以下の過料
    - ・NPO法人以外の者が、その名称中に「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合

<監督制度>



## <参考> 法人化のメリットと義務

NPO法人は、特定非営利活動促進法のみならず、すべての法令の規定に従い、定款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負います。

定款は、法人運営上の根本的な規則です。定款の規定内容を、日頃からよく把握しておきましょう。

NPO法人として認証されると、次のようなメリットと義務が伴います。これらをしっかりと認識した上で、認証申請を行ってください。

### (1) メリット

- ・契約の主体になれる。
- ・所有の主体になれる。
- ・団体と個人との資産を明確に分けられる。
- ・社会的信用の向上につながる。
- ・情報公開により一般の人がアクセスしやすい。
- ・団体として法的なルールをもって活動できる。

### (2) 義務

- ・官公庁への各種届出を行わなければならない。
- ・運営や活動についての情報公開を行わなければならない。
- ・税法上は「人格のない社団等」並に課税される。
- ・法に沿った法人運営をしなければならない。
- ・解散時には、官報に公告を掲載しなければならない。(登記に費用がかかる。)
- ・解散した場合の残余財産は、他のNPO法人、公益法人(公益社団法人、公益財団法人)、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、国又は地方公共団体のいずれかに帰属させる必要があり、個々人には分配されない。

#### <税金について>

法人税(国税)については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」からの所得に対しては課税され、地方税も、収益事業から生じた所得に対しては、課税されます。また、法人住民税(均等割)は、所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

(詳細については、P. 18以降を参照してください。)